

利用調整の考え方（広島市保育の実施等に関する要綱第5条抜粋）

（利用の調整及び保育の実施の承諾等）

第5条 福祉事務所長は、規則第2条第1項の規定による申込書を受け付けた場合において、申込みに係る乳幼児数とその保育所等の空き定員を超えるときは、関係職員を構成員とする選考会議を開き、本条各項の規定により、保育の必要の程度及び世帯等の状況を勘案して公平な審査を行い、保育所等の受入れ態勢等を考慮して保育の実施の承諾又は利用の要請について決定し、規則第3条の規定により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申込みに係る保育所等の空き定員の範囲内において、実態確認の結果に照らし、保育を受ける必要性が高いと認められる乳幼児が優先的に利用できるよう、調整するものとする。

3 福祉事務所長は、一人の保護者が別表第1各項のいずれか一つに該当する場合は、当該項を適用して当該保護者の階層（以下「個人優先度ランク」という。）を決定し、また、一人の保護者が同表各項に複数該当する場合は、優先度ランクが最も高い項を適用して個人優先度ランクを決定するものとする。

4 福祉事務所長は、前項の規定により決定した個人優先度ランクに基づき、申込みに係る乳幼児が属する世帯等の階層（以下「世帯優先度ランク」という。）を決定するものとする。

5 福祉事務所長は、前項の場合において、保護者が一人の場合は、本条第3項の規定により決定した個人優先度ランクを世帯優先度ランクとして決定するものとする。また、保護者が二人の場合は、同項の規定により決定した二人の各個人優先度ランクが同一のときは当該個人優先度ランクを世帯優先度ランクとして決定し、また、二人の各個人優先度ランクが異なるときは優先度ランクが低い個人優先度ランクを世帯優先度ランクとして決定するものとする。

6 福祉事務所長は、保護者のいずれかが別表第1第9項に該当する場合は、本条第4項の規定にかかわらず、同表第9項を適用して世帯優先度ランクを決定するものとする。

7 福祉事務所長は、本条第4項及び第6項の規定にかかわらず、別表第2各項のいずれか一つに該当する場合は、当該項を適用して世帯優先度ランクを決定し、また、同表各項に複数該当する場合は、優先度ランクが最も高い項を適用して世帯優先度ランクを決定するものとする。

8 福祉事務所長は、本条第4項、第6項又は第7項の規定により決定した世帯優先度ランクが高い世帯等から順に優先して保育の実施の承諾又は利用の要請について決定するものとする。

9 福祉事務所長は、前項の規定により決定する場合であって、世帯優先度ランクが同順位となる複数の世帯等があるときは、別表第3により当該世帯等に係る調整指数を決定し、当該調整指数の数が大きい世帯等から順に優先して保育の実施の承諾又は利用の要請について決定するものとする。

10 福祉事務所長は、前項の規定により決定する場合であって、調整指数が同数となる複数の世帯等があるときは、別表第4の上段に記載のある項目に該当する世帯等から順に優先して保育の実施の承諾又は利用の要請について決定するものとする。